



議案第六十一号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

昭和五十二年四月二十八日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年四月廿八日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

専決第五号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により、三朝町
税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和五十二年四月一日

三朝町長 松村 喬 成

三朝町条例第二十二号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項の表中「四万円」を「十三万四千元」に、「二万円」を「四万円」に、「一万二千元」を「一万三千元」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 改正後の三朝町税条例第三十一条第二項の規定は、昭和五十二年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は同条第三項の期間に係る法人の町民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の町民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る三朝町税条例第四十八条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告

書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る町民税として納付した、又は納付すべきであつた町民税については、なお従前の例による。